

埼玉県信用金庫が実施する 株式会社クマノ商会に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、埼玉県信用金庫が実施する株式会社クマノ商会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 9 月 30 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社クマノ商会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：埼玉縣信用金庫

評価者：埼玉縣信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、埼玉縣信用金庫が株式会社クマノ商会（「クマノ商会」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、埼玉縣信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。埼玉縣信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、埼玉縣信用金庫にそれを提示している。なお、埼玉縣信用金庫は本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用

- 創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

埼玉縣信用金庫は、本ファイナンスを通じ、クマノ商会の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、クマノ商会がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

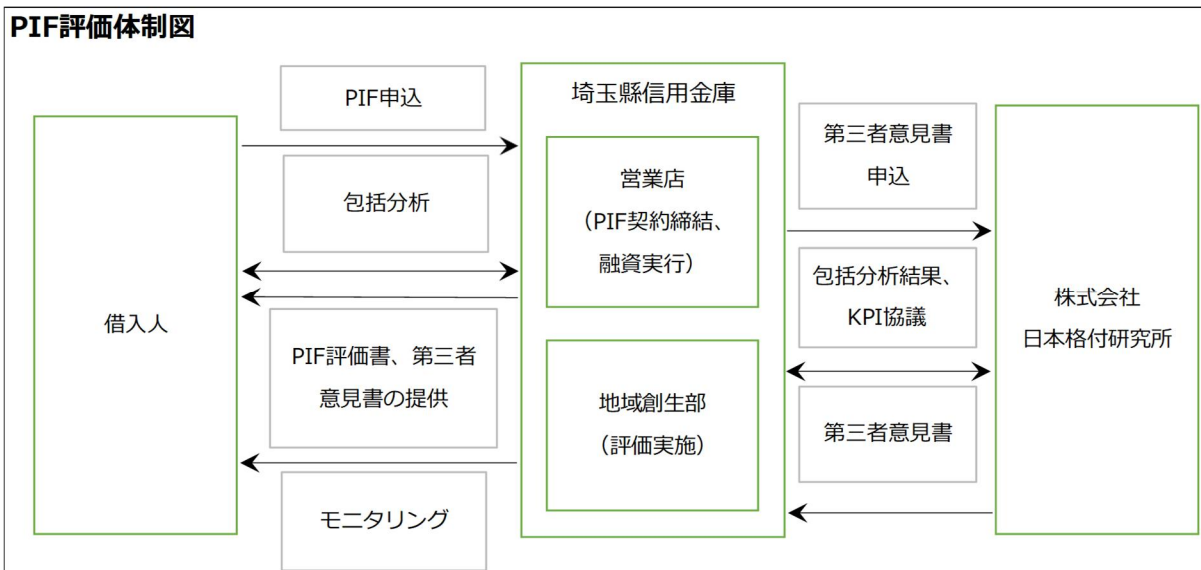
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、埼玉縣信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 埼玉縣信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：埼玉縣信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、埼玉縣信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、埼玉縣信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て埼玉縣信用金庫が作成した評価書を通して埼玉縣信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、埼玉縣信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるクマノ商会から貸付人・評価者である埼玉縣信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因を問わず、当該損害賠償請求権の行使が不可能であることを見かねる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社クマノ商会

2026 年 9 月 30 日

埼玉縣信用金庫

埼玉縣信用金庫は、株式会社クマノ商会（以下、「同社」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、同社の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業（※）に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業とは、会社法の定義する大会社以外の企業をいいます。

目 次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 沿革
 - 2.3 事業活動
 - 2.4 業界動向
3. サステナビリティ活動
4. 包括的インパクト分析
5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI および SDGs との関係性
6. サステナビリティ管理体制
7. モニタリング
8. 総合評価

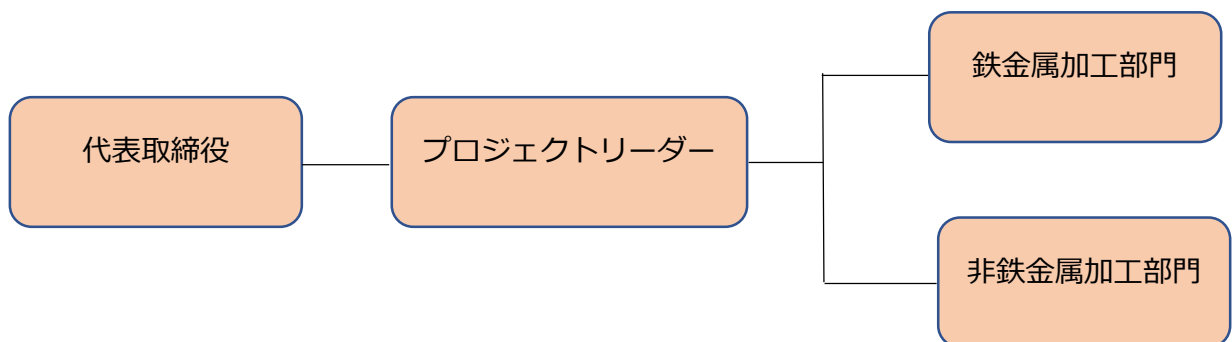
企業名	株式会社クマノ商会
借入金額	100 百万円
資金使途	長期事業資金
モニタリング期間	5 年

企業名	株式会社クマノ商会
代表者名	代表取締役 熊野 雄一
本社所在地	埼玉県さいたま市西区二ツ宮 29-33
設立年月	2006 年 5 月
資本金	40 百万円
役員従業員数(2026 年 4 月時点)	10 名
事業内容	鉄屑、非鉄金属スクラップ卸売業
主な取引先	(株)ダイセキ MCR、泰和電気工業(株)、森商事(株)など
業許可免許	古物商許可第 431040033262 号 産業廃棄物収集運搬業【東京都】第 13-00-129358 号 産業廃棄物収集運搬業【埼玉県】01101129358
保有設備	大型油圧ショベル 2 台 フォークリフト 5 台 ダンプトラック 9 台 (大型 3 台、4t 車 4 台、3t 車 2 台) 営業車 2 台

■ 企業理念

1. リサイクルを通じて循環型経済に貢献していく
2. お客様に安心・安全を提供していく
3. 従業員を第一に考えた経営を行っていく

■ 組織図



■ 事業拠点

拠点名	住 所
本 社	埼玉県さいたま市西区二ツ宮 29-33

(事業所)

事業所名	住 所
朝霞営業所	埼玉県朝霞市下内間木 1323

(朝霞営業所)



朝霞営業所外観

(同社より提供)

2.2 沿革

2006 年 5 月	現代表取締役の父である熊野恵一氏が埼玉県さいたま市西区を本社登記地として同社設立。（本社登記地：埼玉県さいたま市西区二ツ宮 29 番地 33） 埼玉県戸田市美女木を営業所として事業開始。
2013 年 10 月	埼玉県戸田市美女木の営業所から朝霞営業所へ移転。（埼玉県朝霞市下内間木 1323）
2016 年 7 月	熊野雄一氏が代表取締役就任。

2.3 事業活動

■ 事業概要

同社では、設立以来 20 年以上の歴史があり、鉄屑や非鉄金属のスクラップ卸売業として地域に根差した経営を行ってきた。

以下に同社が行っている事業の概要を記載する。

スクラップ事業

同社では、2006 年より埼玉県戸田市内を拠点として鉄屑や非鉄金属のスクラップ卸売業を開始した。その後朝霞市内に営業所を移転し事業を展開している。取引先は関東圏内を中心として約 200 社に上る。関東地域の解体業者や建築業者から発生する鉄屑や非鉄金属などを買取り、同社にて種類ごとに選別、加工等を行い、精錬所メーカーや金属加工の業者に卸している。同社のビジネスモデルとして鉄屑や非鉄金属をリサイクルし、日本国内で循環させることをモットーとしているため海外に輸出するのではなく日本の精錬所メーカーを中心に卸している。

【取り扱い商品】

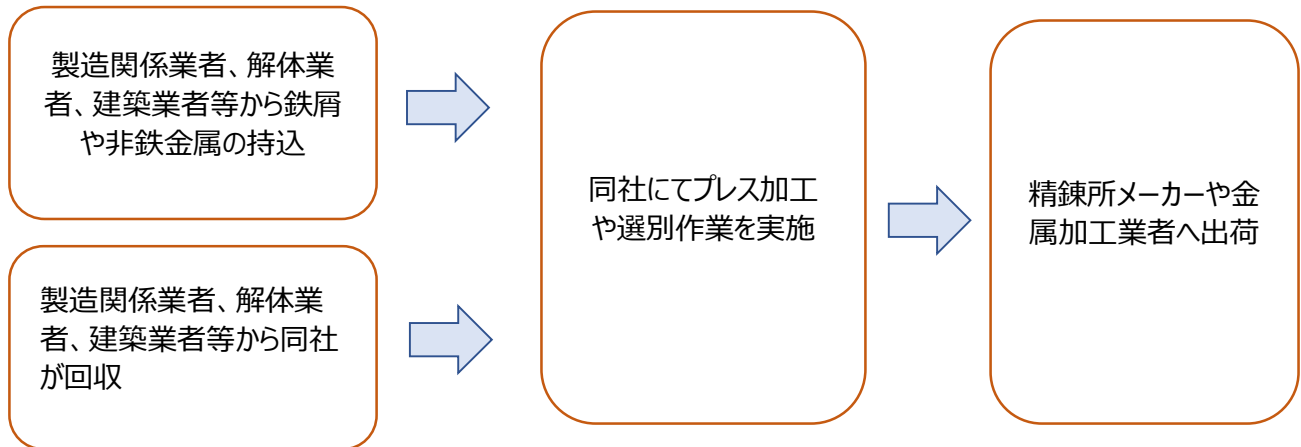
銅		(特徴) 比較的高価な金属であり、電気関係の機器や配線材等に利用されている。
アルミ		(特徴) 再生の処理が容易であり、エネルギー消費が少ない。建設業界や自動車産業等で使用され、環境にも優しい。
真鍮		(特徴) 銅と亜鉛の合金であり、加工性と耐久性に優れている。工業用部品や建築金物、楽器等に使用されている。
砲金		(特徴) 銅合金の一種であり、銅 90%、錫 10%程度で組成されている。耐摩耗性や耐腐食性に優れており、水道の配管部材に使用されている。

ステンレス		(特徴) 鉄を主成分としてクロムを10.5%以上添加した合金である。高い強度と耐久性を持ち、建築部材や自動車部品等に使われる。
鉛		(特徴) 軽量で耐腐食性が高く、電子機器や自動車含め幅広い産業で利用されている。
亜鉛		(特徴) 青白い銀白色の金属であり、電気伝導性を持っており、防食性もあるため金属建材に使用される。(メッキやトタンなど)
鉄		(特徴) 廃車や建設現場から出る古い鉄製品や機械部品である。鋼の製造に使用され、取引先からの需要も高い。

(同社より提供)

■ 同社にて行っている工程の流れ

同社で行っている工程については、以下のとおりである。



■ 保有重機の一部



大型油圧ショベル



大型油圧ショベル



フォークリフト

(同社より提供)

2.4 業界動向

■ 鉄鋼蓄積量や鉄スクラップ購入量等の推移

スクラップ業界は鉄鋼蓄積量や鉄スクラップ購入量、電炉粗鋼生産量の影響を受ける。鉄鋼蓄積量は日本国内で使用され、何らかの形で国内に残っているものを鉄換算した量のことである。2019 年以降 14 億トン以上で推移している。また、鉄スクラップは 25,454 千トンに達している。（東京タワーが 1 基 4,000 トンあり、6,364 基分の量に匹敵する。）粗鋼生産量については、鉄スクラップを主な原料として、鉄鋼製品を製造する電気炉メーカーの粗鋼生産量の推移である。自動車や電機メーカーの生産量に影響されるため近年は減少傾向にある。

(単位：1,000M.T)

年度	累計鉄鋼蓄積量(推計)	国内鉄スクラップ購入量(輸出を除く)	電炉粗鋼生産量
2014	1,348,460	28,409	25,259
2015	1,356,605	25,635	23,577
2016	1,367,541	26,924	23,873
2017	1,378,803	28,630	25,582
2018	1,392,590	28,932	26,033
2019	1,402,970	25,669	23,526
2020	1,405,217	23,649	21,369
2021	1,413,688	27,557	24,485
2022	1,418,146	26,308	23,513
2023	1,422,903	25,454	22,979

(一般社団法人 日本鉄源協会発行「鉄源年報」、「クォーターてつげん」より)

■ 循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

世界各国で重要鉱物およびリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、日本では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。日本の産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要となる。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
➢ 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
➢ 廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和を実施

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の実組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
銅スクラップ 42万トン
アルミスクラップ 44万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia) :
約7.3兆円
米国(Waste Management) :
約3.3兆円
日本(DOWA) :
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス :
焼却 約464万トン

プラスチック :
焼却・埋立等
約709万トン
(廃プラの約8割)

(注) 数字は年間の値

(環境省 経済産業省 循環経済への移行を巡る政策課題への対応より)

3. サステナビリティ活動

同社では、従業員を第一に考え、リサイクルを通じて顧客に安心・安全を提供している。環境に配慮した取り組みや従業員が働きやすい職場環境の整備を行うことで、持続可能な循環型経済の発展にも貢献している。

【社会面】

■ 社員教育

同社では、従業員育成およびスキルの向上に注力している。基本的には現場での OJT 形式が中心であるが、以下の内容の支援も行い、職場環境の整備にも力を入れている。

▶ 資格取得支援

同社では、同社事業に関連するような以下の資格取得費用は全額会社負担としている。

- 衛生管理者 ●安全運転管理者 ●電気技術主任者 ●危険物取扱者 ●天井クレーン運転士
- ガス溶接技能 ●アーク溶接技能 ●玉掛技能 ●移動式クレーン運転士 ●車輛系建設機械技能
- ショベルローダー技能 ●フォークリフト技能 ●大型運転免許

■ 資格取得者数

天井クレーン運転士	2 名	移動式クレーン運転士	2 名
ガス溶接技能	1 名	フォークリフト技能	4 名
玉掛技能	4 名	車輛系建設機械技能	2 名
大型運転免許	4 名		

■ 健康経営

同社では、社員が健康的に働くことができるよう、組織的に健康経営の取り組みを進めている。また、同社では週休2日制を基本としている。

時間外労働をしている社員はおらず、健康経営の取り組みにより一層力を入れている。

▶ 有給休暇の取得実績

直近1年間における年間有給休暇取得率は71.4%となっている。業種平均と比べて高い値で推移している。

有給休暇取得率（正社員1人あたり平均） 2025年5月～2026年4月	71.4%	業種平均(※) 59.9%
--	--------------	------------------

※ 厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」卸売業、小売業

■ 福利厚生

▶ 各種イベント関係

従業員間のコミュニケーションを図る目的から、社員全員で定期的に新年会や暑気払い、忘年会を実施するなど社員同士の連携を強めている。また、コロナ禍以降実施出来ていなかった社員旅行も再開する予定であり社内連携を高め、円滑な業務の遂行に繋げている。

【環境面】

■ CO2 排出量削減や大気汚染の配慮に向けた取り組み

・ LED ライトの導入

同社では、事務所内の電球はすべて LED 化している。LED 電球は一般電球と比べて消費電力が少なく、また、長寿命という特長がある。消費電力が少なく済むということは、CO2 排出量の削減に繋がるほか、長寿命であることから廃棄物削減に繋がる取り組みといえる。

・ 低燃費基準達成設備の導入

同社では、重機等の設備を使用しているが、購入時点で低燃費基準を達成している重機を使用している。この取り組みは CO2 排出量削減に寄与している。今後も入替等の際には、低燃費基準を達成している重機を導入していく方針である。

・ 排ガス規制対応のダンプトラックの導入

同社では、ダンプトラックを使用しているが環境に配慮したダンプトラックを使用している。この取り組みは排ガス規制法への対応にも繋がっており、大気汚染に関する配慮がされている。今後も車両更新等の入替の際には排ガス規制法に対応したの車両に入れ替えることで、大気汚染に配慮した取り組みを継続していく方針である。

・ 回収ルート効率化による使用燃料と排ガス排出量の削減

同社では、輸送効率上昇に向けて、空車状態を極力発生させない効率的な輸送を実施している。具体的には代表や長年同社に勤務する従業員の知見やノウハウを活かし、輸送と回収を組み合わせたスケジュールを計画的に行っている。前述の取り組みにより積載率および輸送効率の上昇に繋がり、使用燃料と排ガス排出量の削減に繋げている。

【その他】

■ 社会貢献活動

同社では、社会貢献活動の一環として日本赤十字社に 20 年連続で寄付を行っている。日本赤十字社への寄付は先代からの教えであり、会社の業績に関わらず寄付することを継続しており、地域の医療や災害等の備えに貢献している。



(同社より提供)

4. 包括的インパクト分析

埼玉縣信用金庫は、所定の手続きに従い、同社のインパクトを分析・評価するにあたり、UNEP FI のインパクトレーダーによりインパクトエリアおよびトピックを確認した。

■ UNEP FI のインパクトレーダーにより特定したインパクト

国際標準産業分類	廃棄物、スクラップおよびその他の製品の卸売/非有害廃棄物の収集
----------	---------------------------------

	インパクトエリア	インパクトトピック		
社会	人格と人の安全保障	紛 争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食 糧	エネルギー
		住 居	健康と衛生	教 育
		移動手段	情 報	コネクティビティ
		文化と伝統	ファイナンス	
	生 計	雇 用	賃 金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由	法の支配	
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄	
	インフラ			
	経済収束			
環 境	気候の安定性			
	生物多様性と生態系	水 域	大 気	土 壌
		生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトエリア/トピックを表示)

次に同社の事業活動および個別要因を加味し、インパクトの除外・追加を実施した。インパクトを除外・追加した項目とその理由は以下の通りである。

■ 同社の事業活動および個別要因を加味したインパクトの特定

「水」

同社の事業活動とは関連がないためポジティブを削除する。

「健康と衛生」

同社の事業活動とは関連がないためポジティブを削除する。

「教育」

資格取得支援など従業員の育成に向けた取り組みを継続していることからポジティブを追加する。

「文化と伝統」

同社の事業は重要な文化遺産を保存するような事業とは関連がないため、ポジティブを削除する。

「賃金」

同社では、1人あたりの人件費について厚生労働省「令和7年 賃金構造基本統計調査」における年齢階級別賃金 卸売業、小売業の賃金（年額4,189千円）を大きく上回っており、不当な賃金格差や低収入、不規則収入といったネガティブな事由はなく、社員に対する適正な賃金の設定や安定した収入確保に取り組んでいることからネガティブを削除する。

「年齢差別」

同社では、定年後の再雇用制度を実施しており、ネガティブの低減に資する取り組みがなされているため、ネガティブを追加する。

「気候の安定性」

同社では、生産活動は行っておらず同社事業とは関連がないためポジティブを削除する。また、同社ではすでに環境負荷低減仕様の車両や設備を導入しており、今後もこの取り組みを継続していくためネガティブを削除する。

「水域」

同社の事業では、水資源保護の貢献に関する事業は行っていないためポジティブを削除する。また、同社の事業では輸送に関連した汚染防止に向け適正に管理・運営されていることからネガティブを削除する。

「大気」

同社の事業とは関連がないためポジティブを削除する。また、同社ではスクラップ回収において効率の良い回収ルートを選定し輸送効率上昇に向けて空車状態を極力発生させない効率的な輸送を実施している。今後もこの取り組みを継続していく方針のためネガティブを削除する。

「土壌」

同社の事業とは関連がないためポジティブを削除する。

「生物種」

同社の事業は生態系・生物多様性の保護に貢献するようなポジティブに資する取り組みはしていないためポジティブを削除する。生態系や生物種に対して悪影響となるような取り組みも最小限にとどめているためネガティブを削除する。

「生息地」

同社の事業は生態系・生物多様性の保護に貢献するようなポジティブに資する取り組みはしていないためポジティブを削除する。生態系や生物種に対して悪影響となるような取り組みも最小限にとどめているためネガティブを削除する。

「資源強度」

同社の事業活動に伴う廃棄物は限定的であり、発生する廃棄物についても中間処理においてほぼ全量を再資源化しているため、ネガティブを削除する。

「廃棄物」

同社の事業では、梱包材等は発生せず他の廃棄物については法律に則って適切に処理されており、ネガティブを削除する。

■ UNEP FI のインパクトレーダーおよび同社の事業活動、個別要因を加味して特定したインパクト一覧

インパクトエリア / トピック	ポジティブ・インパクト (ポジティブ増大)	ネガティブ・インパクト (ネガティブ緩和)
健康および安全性		●
教育	●	
雇用	●	
賃金	●	
社会的保護		●
年齢差別		●
零細・中小企業の繁栄	●	
資源強度	●	
廃棄物	●	

■ インパクトエリア／トピックに対し貢献する取り組み

各インパクトエリア／トピックに対して、ポジティブ・インパクトの増大や、ネガティブ・インパクトの低減に貢献する同社の取り組み内容は以下の通りである。

取り組み No.①、②は KPI を設定し、取り組み No.③については KPI を設定しないが、KPI を設定しない理由については後述する。

No.	取り組み内容	特定したインパクトの項目
①	スクラップ売上高の増加およびスクラップ仕入業者の増加	PI 「零細・中小企業の繁栄」「資源強度」「廃棄物」
②	働きやすい職場環境の整備	PI 「教育」「雇用」 NI 「健康および安全性」「社会的保護」「年齢差別」
③	従業員の賃金引き上げに向けた取り組み	PI 「賃金」

※ PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI および SDGs との関係性

①スクラップ売上高の増加およびスクラップ仕入業者の増加

項 目	内 容
インパクトの種類および インパクトエリア／トピック	ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」「資源強度」「廃棄物」
取り組み方針および内容	・ 2031 年度スクラップ売上高を増加させる。 ・ スクラップの仕入業者数を増加させる。
設定する KPI（経営目標）	・ スクラップ売上高 2031 年 4 月期 55 億円 ・ スクラップ仕入業者 2031 年 4 月期 215 先

同社では鉄屑、非鉄金属のスクラップ事業を通じ、地域の資源再生に大きく貢献してきた。今後
も引き続きスクラップ事業を通じ、循環型経済に貢献し同社の成長ならびに協力業者の成長にも繋
がれていく。同社が成長し続けることは、「零細・中小企業の繁栄」、「資源強度」、「廃棄物」に
もポジティブなインパクトを与えている。同社が持続的に成長し、協力業者の数も増やしていくた
めに以下のとおり KPI を設定する。

年 度	2026 年 4 月期 実績	2027 年 4 月期 目標	2028 年 4 月期 目標	2029 年 4 月期 目標	2030 年 4 月期 目標	2031 年 4 月期 目標
年間売上高	33 億円	43 億円	45 億円	50 億円	53 億円	55 億円

年 度	2026 年 4 月期 実績	2027 年 4 月期 目標	2028 年 4 月期 目標	2029 年 4 月期 目標	2030 年 4 月期 目標	2031 年 4 月期 目標
スクラップ仕 入業者数	200 先	203 先	205 先	207 先	210 先	215 先

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。
 12 つくる責任 つかう責任	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

②働きやすい職場環境の整備

項 目	内 容
インパクトの種類および インパクトエリア/トピック	ポジティブ・インパクト「教育」「雇用」 ネガティブ・インパクト「健康および安全性」「社会的保護」 「年齢差別」
取り組みの方針および内容	・社員一人ひとりのワークライフバランスを重視し、業務効率化を進めることで、有給休暇の取得率を向上させる。 ・同社の事業に必要な資格取得者数の上昇。 ・スクラップ現場における安全への意識づけを徹底させ、「労働災害はゼロが当たり前」という意識のもと休業4日以上となる労働災害0を継続する。 ・定年後の再雇用者数の上昇。
設定する KPI（経営目標）	・社員一人あたりの有給休暇取得率 80%以上 (2031 年 4 月期) ・資格取得費用を全額会社負担とする大型運転免許、フォークリフト、移動式クレーンの資格者数をそれぞれ 7 名、7 名、4 名にする。(2031 年 4 月期) ・休業 4 日以上となる労働災害 0 を継続する ・定年後の再雇用による従業員を 2031 年 4 月期に 5 名にする。

同社では、「教育」のポジティブ・インパクトと「社会的保護」をネガティブ・インパクトとして捉えて事業に必要な資格の取得率を向上させるために各種資格取得費用は全額会社負担としている。また、従業員の働きやすい環境を整えるべく「健康および安全性」、「年齢差別」をネガティブ・インパクトとして捉えて有給休暇取得率の向上や労働災害 0 の継続、定年後の再雇用者数など以下のとおり KPI を設定する。

【有給休暇取得率の年間目標値】

年 度	2026 年 4 月期 実績	2027 年 4 月期 目標	2028 年 4 月期 目標	2029 年 4 月期 目標	2030 年 4 月期 目標	2031 年 4 月期 目標
有給休暇取得率	71.4%	73%以上	75%以上	77%以上	80%以上	85%以上

【資格取得者数の年間目標値】

年 度	2026 年 4 月期 実績	2027 年 4 月期 目標	2028 年 4 月期 目標	2029 年 4 月期 目標	2030 年 4 月期 目標	2031 年 4 月期 目標
大型運転免許	4 名	4 名	5 名	5 名	6 名	7 名
フォークリフト	4 名	4 名	5 名	5 名	6 名	7 名
移動式クレーン	2 名	2 名	3 名	3 名	3 名	4 名

【労働災害の発生件数】

年 度	2026 年 4 月期 実績	2027 年 4 月期 目標	2028 年 4 月期 目標	2029 年 4 月期 目標	2030 年 4 月期 目標	2031 年 4 月期 目標
労働災害発生 件数（休業 4 日未満）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
労働災害発生 件数（休業 4 日以上）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

【定年後の再雇用者数の年間目標値】

年 度	2026 年 4 月期 実績	2027 年 4 月期 目標	2028 年 4 月期 目標	2029 年 4 月期 目標	2030 年 4 月期 目標	2031 年 4 月期 目標
定年後再雇用 者数	3 名	3 名	4 名	4 名	4 名	5 名

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染症疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健および福祉を促進する。
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、今宵、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	8.5	2030 年までに、若者や障がい者を含む全ての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。

なお、以下の取り組みは、インパクトとして特定しているが、下記理由から KPI は設定していない。

No.	取り組み内容	インパクト	KPI を設定しない理由
③	従業員の賃金引き上げに向けた取り組み	PI「賃金」	同社では、適正な人材確保に向けて、従業員の安定した収入確保に取り組んでおり継続的に賃上げを行っている。厚生労働省「令和 7 年賃金構造基本統計調査」第 5-1 表産業、年齢階級別賃金 卸売業、小売業にて公表されている平均賃金と比較しても同社賃金は高い水準であるため、今後も継続していく方針のため。

※ PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役である熊野雄一氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsにおける貢献などとの関連性について検討した。ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後も、同社は以下の通りの管理体制にて、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を進めていく。

【サステナビリティ管理体制】

(最高責任者)	代表取締役 熊野 雄一
(プロジェクトリーダー)	高橋 満春

7. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、同社と埼玉県信用金庫が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、埼玉県信用金庫は KPI 達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により KPI を見直す必要がある場合は、同社と埼玉県信用金庫による協議のうえ、再設定を検討する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。同社は、上記の結果、本件モニタリング期間を通じてポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの低減に努めることを確認した。また、埼玉県信用金庫は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- ・ 本評価書は、同社から供与された情報と、埼玉縣信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、埼玉縣信用金庫は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- ・ 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

＜評価書作成者および本件に関するお問い合わせ先＞

埼玉縣信用金庫

地域創生部 事業ソリューショングループ

代理 伊藤 雄大

〒 330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-15-15

TEL : 048 - 526 - 1111 (代)

FAX : 048 - 711 - 8130